

宮城労働局長建築物石綿含有建材調査者講習機関
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
(登録番号 第03-0512-4号 登録有効期限 令和11年3月30日)

建築物石綿含有建材調査者講習（一般建築物）の開催について（ご案内）

改正石綿障害予防規則により、建築物の解体・改修時には、石綿含有建材調査者講習を修了した者に、石綿含有の有無を調査させることが義務付けられました。（施行は令和5年10月1日より）

当支部では、下記により、本講習を開始することとなりましたのでご案内申し上げます。

記

1. 講習日時 1日目：令和8年5月14日 8:55～17:20
2日目：令和8年5月15日 8:55～17:30（修了試験含む）
（両日とも8:55より5分間オリエンテーションを行います）

講習期間中は受付で本人確認をいたしますので、受講票と一緒に、身分証明書（自動車免許証、健康保険証、住民票、パスポート等）をご提示の上、受付を済ませてください。
身分証明書は必ず原本をお持ちください。（コピーは不可）

2. 講習場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

3. 受講資格
- ① 石綿作業主任者技能講習修了者
 - ② 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
 - ③ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
 - ④ 建築に関して11年以上の実務の経験を有する者

※ ここにあげた受講資格は主なものです。他の受講資格については受講申込書をご覧ください。

4. 受講料

| | 建災防宮城県支部 会員 | 建災防宮城県支部 会員外 |
|---------------------|-------------|--------------|
| 受講料 (消費税、テキスト代含) | 37,000円 | 38,000円 |

(建災防宮城県支部会員は、テキスト代を1,000円助成しています。)

5. 申込方法 当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が送られますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。
受付後の取消しについては受講料はお返しできません。

6. 申込書送付先 〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館 5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

TEL 022-224-1797

7. 講習科目

| | 講習科目 | 講習時間 |
|-------------|-----------------------|--------|
| 1 目 目 | 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1 | 1時間30分 |
| | 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2 | 1時間 |
| | 石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間 |
| 2 目 目 | 現場調査の実際と留意点 | 4時間 |
| | 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |
| | 修了考査 | 1時間30分 |

8. その他

- 受付後の取消しについては、受講料はお返しできませんが、受講者の変更には応じます。
- 修了考査合格者へは「修了証」を、不合格者へは「受講証明書」を後日交付いたします。
- 修了考査に不合格の場合は「講義を終えた日の属する年度の翌々年度末」までは、修了考査の再受験ができます。詳細は「受講証明書」をご覧ください。
- 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報は、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。